

(案)

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の
推進事業費補助金（石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）

業務細則

一般財団法人 エルピーガス振興センター

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（石油ガスバルク等の導入に係るもの）業務細則

（目的）

第1条 この業務細則は、一般財団法人エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）が定める災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち、石油ガスバルク等の導入に係るもの）業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち、石油ガスバルク等の導入に係るもの）（以下「補助金」という。）の申請の手続等を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り、業務方法書において使用する用語の例による。

（リースの定義）

第3条 業務方法書第4条第1項及び第8条で規定するリースとは、業として行うリースに限るものとする。

（補助対象設備等）

第4条 業務方法書第4条第2項第1号で規定する業務細則に定める機器は、次のとおりとする。

(1) 「容器での供給」の場合は、次のとおりとする。

イ. 「シリンダー容器」は、50kgシリンダー容器とし、8本以上設置しなければならない。（但し、サイホン式容器を除く。）

ロ. 「圧力調整器部分等」は以下の機器とする。なお、①から⑤については、必ず設置又は装備していなければならない。

①ガス放出防止器

②高圧ホース

③供給ユニット（自動切替式圧力調整器を装備したものであること。）

④マイコンメーター

⑤配管末端にはガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス（防滴型）で保護すること。

⑥残ガス警報通信設備など、振興センターが必要であると認めた設備又は機器等。

(2) 「石油ガスバルクでの供給」の場合は、下記のとおりとする。

イ. 「バルク部分」は、容器の容量が300～3,000kgの機器として、振興センターが指定したものに限るものとする。

ロ. 「バルクに接続する圧力調整器部分等」は以下の機器とし、①から⑨迄は振興センターが指定したものに限る。(但し、振興センターがイ. の附属装置として、石油ガス災害バルクとして一括して指定したものも含む。) なお、以下の①から⑤は必ず設置又は装備されていなければならない。

①供給ユニット(圧力調整器等)

②低圧フレキ管

③マイコンメーター

④配管末端にはガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護すること。

⑤バルクベース(災害発生時において、コンクリートベース等が当該「バルク容器」及び「圧力調整器部分等」を保護するのに十分な強度が担保できる場合又は地下埋設で設置する場合を除く。)

⑥補助対象設備を保護するためのガードパイプ

⑦ガス検知器又はガス漏れ警報通信設備

⑧残ガス警報通信設備

⑨支柱ユニット

⑩蒸発器等(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)

⑪その他、振興センターが必要と認めた設備及び機器等。

(3) 前各号で定める機器と組み合わせて、下記のいずれかのユニットを一つ以上必ず購入し、設置しなければならない。但し、補助事業者自らが既に購入、設置している機器等を活用する場合を除く。また、1つの機器で複数の機能を持つものも対象とするが、①、②又は③のいずれかに該当する範囲に限る。

①LPガス発電機・照明機器ユニット

②LPガス燃焼器ユニット(調理及び炊飯又は冷暖房等の用に供するもの)

③LPガス給湯ユニット

(4) 前号の①、②及び③で規定する各ユニットは、LPガスを燃料とするもので、かつ、第1号又は前2号から燃料が供給されなければならない。

(5) 第3号で規定するの①、②及び③で規定する各ユニットのうち、燃焼機器と同時に附带して購入する機器又は備品等は、災害時のみに使用されるものに限る。(但し、点検又は訓練で使用される場合を除く)

・照明機器は、点検又は訓練以外では災害時のみしか使用できない。

・燃焼機器ユニットの鍋及び釜等の備品は、点検又は訓練以外では災害時のみしか使用できない。

・給湯ユニットのシャワー一部、浴槽等は、点検または訓練以外では災害時のみしか使用できない。

2 業務方法書第4条第2項第2号に規定する業務細則に定める仕様とは、次のとおりとする。

- (1) 前項第1項に規定する設備及び機器等は、国内の関係法令等の基準を満たしたものであり、かつ、国内での販売又は設置が認められているものに限る。
- (2) 前項1号イ. に規定する50kgシリンダー容器を設置する場合は、2重にボンベチェーンを施すこと。また、必要に応じ防護柵等を設けること。
- (3) 前項2号イ. に規定するバルク部分を地上に設置する場合は、コンクリート等強度のあるものの上に設置するものとし、原則としてバルクベース（C型鋼又はH型鋼製スキッドベース）の上にバルク容器等を固定すること。また、必要に応じ防護柵等を設けること。
- (4) LPガスの配管途上には必要に応じて金属フレキ管を設けること。
- (5) 第1項3号の①、②及び③は災害時に、系統電力及び水道の供給が途絶した場合でも稼働できる仕様でなければならない。
- (6) 前号の①、②及び③で規定する各ユニットのうち、燃焼機器は、あらかじめ災害時に使用する目的及び用途を申告し、適正な能力を有するものでなければならない。

3 業務方法書第4条第2項第3号の②公的避難所、③一時避難所となり得るような施設に規定する設置場所は、次のものをいう。

- (1) 「公的避難所（地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設）」とは、地方公共団体によって所有される公共施設のうち、災害時に避難所として利用される、自治体庁舎、学校、公民館、体育館などの公共施設をいう。
- (2) 「一時避難所となり得るような施設」とは、民間等が所有する工場、事業所、商業施設、私立学校、旅館、マンションなどの施設又は敷地のうち、地方公共団体が災害時に当該施設等を避難所として活用できることを認知しているものをいう。
- (3) 前号における地方公共団体の認知は、協定書や覚書等で確認できるもののほか、地方公共団体のホームページでの公表や地方公共団体からの証明書など、いずれの形式であっても認知を確認できるものであれば、これを問わない。
また、上記の認知の手続きができない地方公共団体に設置を行う者で、災害時に地域住民の一時避難所となり得るような施設として、上記の認知と同等であることを証明する書類等をもって申請を行う者については、振興センター及び審査委員会にて個別に判断するものとする。

(4) 第2号に規定する地方公共団体の認知を申請書の提出日以降に行う場合は、当該申請の補助事業の完了までに認知を受けなければならない。また、前号のただし書きに該当する場合も同様とする。

(機器指定)

第5条 前条第1項第2号に規定する機器の指定は、振興センターで定める「機器指定に係る実施規定」に基づき実施する。

(募集方法及び期間)

第6条 振興センターは、業務方法書第6条に規定する補助事業の募集を行うに当たっては、公募説明会を実施するものとする。

2. 振興センターは、申請の受付は期間を区切って行うものとし、補助金の予算の範囲内で交付を行うものとする。

3. 補助事業の募集方法及び期間等は、振興センターが別に定めるものとする。

(交付申請書及び添付書類)

第7条 業務方法書第8条第1項に規定する交付申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 交付申請書(様式第1)

(2) 補助事業に関する実施計画書(別紙1)

① 補助事業実施場所の地図

② 石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図(平面図)、設備の配置予定図(平面図)

③ 国土強靱化地域基本計画等の条項の該当部分の抜粋(該当する場合)

④ LPガス配管図(平面図、アイソメ図)

⑤ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)

⑥ 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト(別紙5)(該当する場合)

⑦ 予定工程表(別紙2)

⑧ 見積依頼書の写し

⑨ 見積書の写し

⑩ リース契約書案(該当する場合)

⑪ リース料減額証明書兼計算書案(別紙3)(該当する場合)

⑫ 実績報告書に添付する誓約書案(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか)(該当する場合)

⑬ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙6)

⑭ 役員名簿(別紙7)

(3) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(申請日より3ヶ月以内に取得したものであること)、会社案内、決算報告書(直近2ヶ年)、印鑑証明書、ただし、新設の社会

福祉法人にあっては決算報告書（直近2ヶ年）の提出ができなくてもよい。
申請者が法人以外の場合は、事業内容、納税証明書（その2）、印鑑証明書

（4）その他振興センターが提出を求める書類
（補助金の交付決定等）

- 第8条 業務方法書第10条第3項に規定する交付決定通知書は、様式第2とする。
2 業務方法書第10条第8項に規定する交付決定次点通知書は、様式第3とする。
3 業務方法書第10条第9項に規定する不採択通知書は、様式第4とする。

（審査委員会での配慮事項）

第9条 業務方法書第9条第1項に基づき設置される審査委員会は、業務方法書第10条第2項により付議された申請を審査するときは、業務方法書第9条の規定により別に定める運営規定のほか、次の事項に配慮しなければならない。

（1）業務方法書第10条第2項に該当する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づく、「国土強靱化地域基本計画」を策定している地方公共団体又は民間企業等からの申請については、優先的に採択を行うよう配慮するものとする。

（2）地震防災対策として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災計画の策定において、地震防災対策の強化を推進すべきとされる地域（以下「地震防災対策強化地域等」という。）として指定されている市区町村に設置されるものについては、前号の次に優先的に採択を行うものとする。なお、地震防災対策強化地域等は、以下の法律にもとづき指定されている地域とする。

イ. 首都圏直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）

ロ. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）

ハ. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）

ニ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）

（3）第1号の申請を行うものは、国土強靱化地域基本計画に該当する旨の書類を提出しなければならない。

（4）第2号の申請を行うもの、様式第1にその旨を記載しなければならない。

（交付申請取下書）

第10条 業務方法書第11条に規定する交付申請取下書は、様式第5とする。

（補助事業の開始及び完了）

第 1 1 条 業務方法書第 1 2 条第 1 項に規定する補助事業の開始は、補助対象である設備及び設置工事を最初に発注した日とし、交付決定日以降とする。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げないが、これに要した費用等については補助対象外とする。

2 業務方法書第 1 2 条第 2 項に規定する補助事業の完了とは、補助対象 L P ガス設備等の購入及びその設置工事等が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了していることをいう。

(契約等)

第 1 2 条 業務方法書第 1 3 条に規定する契約については、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不相当である場合には、3 者以上からの見積書を取った上で契約することができるものとする。(3 者以上から見積書が取得出来ない場合は相当な理由を記載した書面を提出すること)

(計画変更承認申請等)

第 1 3 条 業務方法書第 1 5 条第 1 項に規定する計画変更等承認申請書は、様式第 6 とし、その提出期限は交付決定通知を受けた日の属する会計年度の 1 月 1 0 日までとする。

2 業務方法書第 1 5 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資すると考えられる場合

(2) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

3 業務方法書第 1 5 条第 1 項のただし書きに規定する計画変更等届出書は、様式第 7 とする。

4 業務方法書第 1 5 条第 2 項に規定する計画変更等承認結果通知書は、様式第 8 とする。

(実施状況報告書)

第 1 4 条 業務方法書第 1 6 条に規定する実施状況報告書は、様式第 9 とする。

(計画遅延等承認申請書等)

第 1 5 条 業務方法書第 1 7 条第 1 項に規定する計画遅延等承認申請書は、様式第 1 0 とし、その提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の 1 月 1 0 日までとする。

2 業務方法書第 1 7 条第 2 項に規定する計画遅延等承認結果通知書は、様式第 1 1 とする。

(実績報告書及び添付書類)

第 1 6 条 業務方法書第 1 8 条第 1 項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書 (様式第 1 2)

(2) 補助事業に関する実施報告書(別紙8)

- ① 購入及び支払いに伴う書類
- ② 石油ガス災害バルク等を設置した敷地全体配置図、設備の配置図
- ③ LPガス配管図(平面図、アイソメ図)
- ④ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)
- ⑤ 災害時使用機器(発電機等)の試運転報告書(該当する場合)
- ⑥ 機器等の写真
- ⑦ リース契約書の写し(該当する場合)
- ⑧ リース料金減額証明書の写し(別紙3)(該当する場合)
- ⑨ 誓約書(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか。)
- ⑩ 石油ガス災害バルク等の設置に係る法律上の許認可の写し(該当する場合)
- ⑪ 地方公共団体が当該施設等を避難所として活用できると認知していることを証明する書類等(該当する場合)
- ⑫ 取得財産等明細書(様式第22)

(3) その他振興センターが提出を求める書類

(確定通知書)

第17条 業務方法書第19条第1項に規定する確定通知書は、様式第13とする。

(消費税等の仕入控除額の確定報告書等)

第18条 業務方法書第20条第1項に規定する消費税等の仕入控除税額の確定報告書は様式14とする。

2 業務方法書第20条第2項に規定にする返還命令書は様式15とする。

(補助金の請求)

第19条 業務方法書第21条第2項に規定する精算払請求書は、様式第16とする。

2 業務方法書第21条第3項に規定する提出期限は、業務方法書第19条に規定する確定通知書を補助事業者が受理した日から7日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第20条 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定取消通知書は、様式第17とする。

2 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定内容等変更通知書は、様式第18とする。

(補助金の返還命令書)

第21条 業務方法書第23条第1項に規定する返還命令書は、様式第19とする。

(災害発生時における石油ガス災害バルク等の稼働状況報告)

第22条 業務方法書第24条第1項に規定する補助対象LPガス設備の稼働状況報告書

の様式は、様式第20とする。

2 業務方法書第24条に規定する災害とは次のものとし、補助対象LPガス設備が設置された市区町村及び隣接する市区町村で災害が発生した場合は、速やかに前項による報告を振興センターに行うものとする。

- (1) 暴風
- (2) 豪雨
- (3) 豪雪
- (4) 地震
- (5) 津波
- (6) 噴火
- (7) その他、振興センターが必要と認めた場合

(取得財産等管理台帳等)

第23条 業務方法書第25条第2項に規定する取得財産等管理台帳は、様式第21とする。

2 業務方法書第25条第3項に規定する取得財産等管理明細表は、様式第22とする。

(取得財産等の処分の制限等)

第24条 業務方法書第26条第3項に規定する財産処分または変更承認申請書は、様式第23とする。

附則

- 1. 本業務細則は、業務方法書が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。
- 2. 本規則は、平成30年4月2日から施行する。